

草津市創業支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、市内における産業振興および創業機運の醸成を図るため、市内で新たに創業し、事業展開を図ろうとする者に対して、予算の範囲内において草津市創業支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 創業 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 事業を営んでいない個人が、所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業等の届出（以下「開業届」という。）により、市内で新たに事業を開始する場合

イ 事業を営んでいない個人が、市内で新たに法人を設立し、市内を本店所在地とした法人登記を行い、事業を開始する場合

(2) U/Iターン者 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 補助金の交付申請時点において市外に居住する者のうち、補助金の申請年度内に市内に住民登録を行うもので、かつ、その直近5年の間、市内に住民登録を有していなかったもの

イ 補助金の交付申請時点において市内に転入し、住民登録を行った日から6か月を経過していない者で、かつ、その直近5年の間、市内に住民登録を有していなかったもの

(3) 創業支援等事業計画 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第127条第1項の規定に基づき認定を受けた計画

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 補助金の申請時点において市内に居住し、住民登録を有すること。ただし、U/Iターン者については、この限りではない。

- (2) 補助金の申請年度内に創業を行うこと。
 - (3) 市内に事業所等（仮設または臨時の店舗その他の設置が恒常的なものでないものを除く。）を設置し、または設置しようとしていること。
 - (4) 大津市および草津市が認定を受けた創業支援等事業計画に規定する特定創業支援等事業による支援を受け、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）第7条第1項の規定による証明を受けていること。ただし、U/Iターナー者においては、他の地方公共団体が認定を受けた創業支援等事業計画に規定する特定創業支援等事業による支援を受け、証明を受けていることで差し支えないものとする。
 - (5) 創業した後において、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第1項に規定する業種に属する事業を営むこと。
 - (6) 市税の滞納および各種償還に滞りが無いこと。
 - (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団もしくは同条第6号に規定する暴力団員またはこれらと密接な関係を有していないこと。
 - (8) 補助金の交付対象となる事業において、市の他の補助金の交付を受けていないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付対象としない。
- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定による許可または届出を要する事業を営もうとする者
 - (2) 他のものが行っていた事業を継承して事業を営もうとする者
 - (3) フランチャイズ契約またはこれに類する契約に基づく事業を営もうとする者
 - (4) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定する政治団体に係る活動をしようとする者
 - (5) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体に係る活動をしようとする者
 - (6) その他市長が適当でないと認める者
（補助対象経費等）

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表のとおりとする。ただし、消費税および地方消費税は除く。

2 補助金の額は、前項に規定する補助対象経費の合計額に3分の2を乗じた額とし、10万円を上限とする。ただし、補助対象者がU/Iターン者の場合は、30万円を上限とする。

3 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

4 一の補助対象者が補助金の交付を受けることができる回数は、1回までとする。
（交付申請書の添付書類）

第5条 規則第3条第1項に規定する補助金等交付申請書の添付書類は、同項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画概要書（別記様式第1号）
- (2) 創業後に実施する事業に関する補足説明資料
- (3) 経済産業省関連産業競争力強化法施行規則第7条第1項の規定による証明書の写し
- (4) 住民票の写し
- (5) 市税の納税証明書
- (6) その他市長が必要とする書類
（意見の聴取）

第6条 市長は、前条に規定する申請があった場合、補助金の交付にあたっては、学識経験者その他関係団体等の意見を聴くものとする。

（実績報告書の添付書類）

第7条 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実績概要報告書（別記様式第2号）
 - (2) 開業届の写しまたは登記簿謄本および定款の写し
 - (3) 事業に要した費用の支払を証する書類の写し
 - (4) その他市長が必要とする書類
- 2 前項の補助事業等実績報告書の提出期限は、事業完了後1月以内または当該補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日までのいずれか早い日

までとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第4条第1項関係）

補助対象経費	内容
創業費	設立登記費、代表者印作成費、経済団体加入金等
設備投資費	設備費、機械器具費、構築物費（不動産取得費を除く。） 等
広告宣伝費	ホームページ作成費、新聞広告費、ポスター・チラシ作成 費等
移転費 (U/Iターナーに限る。)	引越しに要する経費

様式第1号(第5条第1号関係)

事業計画概要書

1. 計画概要

商号等	
起業形態	個人事業 ・ 法人 ()
業種	(日本標準産業分類による業種 :)
創業予定地 (事業実施予定地)	〒
起業予定日	年 月 日
転入予定日 (U/Iターン者のみ)	年 月 日
連絡担当者	職名 氏名 TEL FAX e-Mail
事業内容 (概要)	事業内容・実施方法
	市場ニーズ・事業ターゲット
	創業後の事業展開
	今後のスケジュール

2. 収支予算

(収入の部)

単位：円

区分	予算額	備考
自 己 資 金		
借 入 金		
そ の 他		
市 補 助 金		
計		

(支出の部)

単位：円

費用区分		予算額	備考
補助対象経費	創業費		
	設備投資費		
	広告宣伝費		
	移転費用		
補助対象外経費			
計			

3. 収支計画

単位：円

項目	1年目	2年目	3年目	備考
1 売上高				
2 売上原価				
3 粗利益（1－2）				
4 経費合計				
5 人件費				
6 家賃				
7 減価償却費				
8 その他経費				
9 営業利益（3－4）				

様式第2号(第7条第1項第1号関係)

実績概要報告書

1. 実績概要

商号等	
起業形態	個人事業 ・ 法人 ()
業種	(日本標準産業分類による業種 :)
創業地 (事業実施地)	〒
起業日	年 月 日
転入日 (U/Iターン者のみ)	年 月 日
連絡担当者	職名 TEL e-Mail 氏名 FAX

2. 収支精算

(収入の部)

単位：円

区分	実績額	予算額	増減	備考
自 己 資 金				
借 入 金				
そ の 他				
市 補 助 金				
計				

(支出の部)

単位：円

費用区分	実績額	予算額	増減	備考
補助対象経費	創業費			
	設備投資費			
	広告宣伝費			
	移転費用			
外経費	補助対象			
計				